

住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました！

住宅火災による死傷者の減少を目的として、消防法並びに児玉郡市広域市町村圏組合条例が一部改正され、**本庄市、美里町、神川町**及び**上里町**の住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。

Q. いつまでに住宅用火災警報器等つけばいけないの？

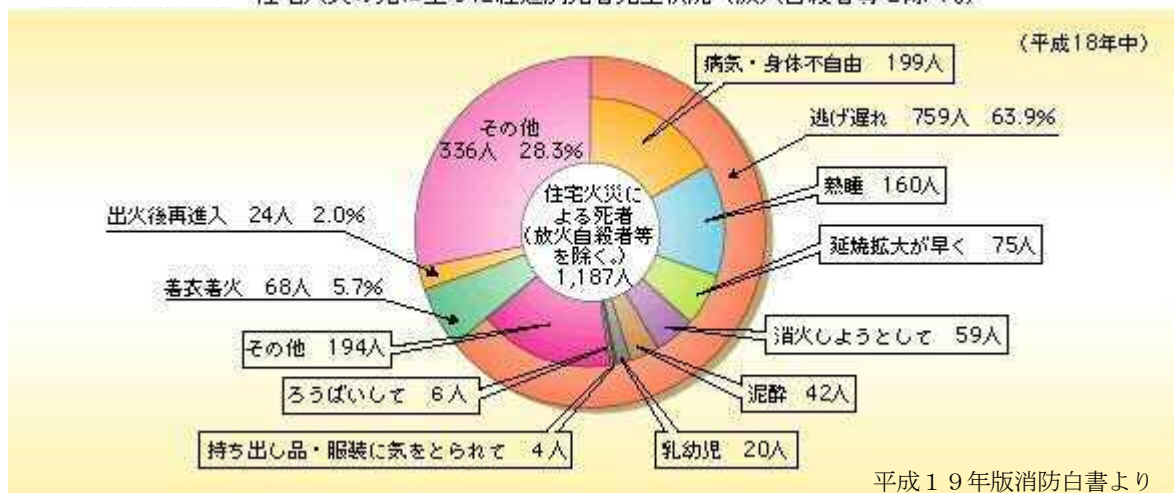
新築住宅については平成18年6月1日から設置義務化されております。
既存住宅については平成20年6月1日から設置義務化されております。

Q. なぜ住宅用火災警報器等をつけることになったの？

住宅用火災警報器等をつけることになった背景には、下のグラフでもわかるように、平成18年に住宅火災で亡くなった人のうち、約6割超の人が「逃げおくれ」が原因で命を落としています。また「逃げおくれ」が多い理由として、夜間就寝中の場合が多いことも原因となっています。（22時から6時の間の死者が535人）

また、すでに義務化されている米国や英国では、住宅火災による死者数が減少していることなどが挙げられます。

住宅火災の死に至った経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



こういった人たちのうち何割かは、住宅用火災警報器等によって、早めに火災の発生を知ることができれば、助かった可能性があったのです。なかでも火災で亡くなった方のおよそ6割を高齢者が占めていて、高齢化の進む現在の日本では、こうした火災から人々の命を守るために備える必要が高まっています。

悪質な訪問販売にご注意！

住宅用火災警報器等の設置義務化に伴い、今後、巧妙な手口による悪質な訪問販売などのトラブルの発生が危惧されます。契約を急がせる事業者は**要注意**です。その場ですぐ契約せず、家族や消費生活センターなどに相談しましょう。

消防職員が個人宅を訪問し、住宅用火災警報器等の斡旋や販売をすることはありません。また、特定の業者に斡旋や販売の依頼をすることもありません。

埼玉県消費生活支援センター

〒333-0844 川口市上青木3-12-18SKIP シティA 1街区 埼玉県生活科学センター内
TEL. (048) 261-0999

Q. どこに住宅用火災警報器等つければいいの？

住宅用火災警報器等の設置が必要となるのは、戸建て住宅や自動火災報知設備の設置義務がなかった500㎡未満のアパートなどの住宅の用に使用する部分で、次の箇所です。

◎設置箇所

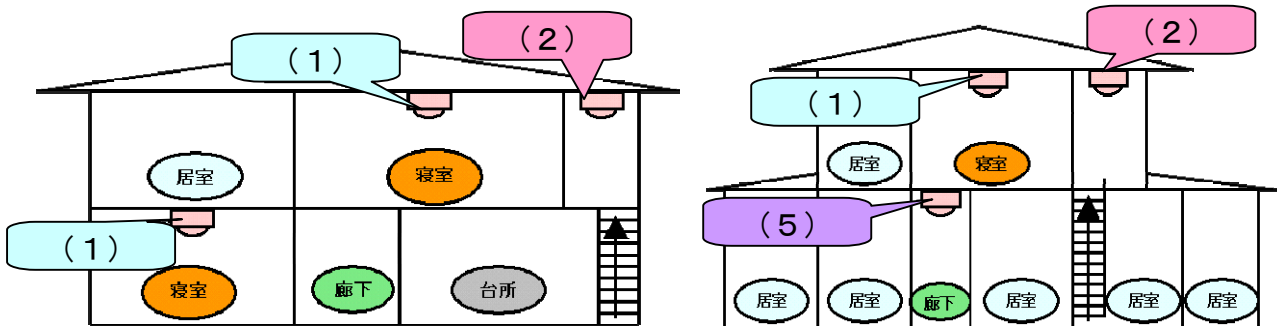
<<義務>>


(1)	就寝に使用する部屋（以下「就寝室」という。） 普段就寝室として使用する部屋に設置します。 子供部屋や老人の居室なども、就寝に使われている場合は対象です
(2)	就寝室がある階の階段の上部（就寝室が避難階の場合を除く。）
(3)	就寝室の部屋がある階（3階以上）から2階下の階の階段 （ただし、就寝室がある階の1つ下の階の階段に住宅用火災警報器等が設置されている場合は除くことができる。）
(4)	就寝室の部屋がある階（避難階に限る。）から2つ以上うえにある階（3階以上）に居室がある場合のその最上階の階段
(5)	（1）から（4）で住警器等を設置する必要がなかった階で、7㎡以上（四畳半）の居室が5以上ある階の廊下（廊下が存しない場合は階段）

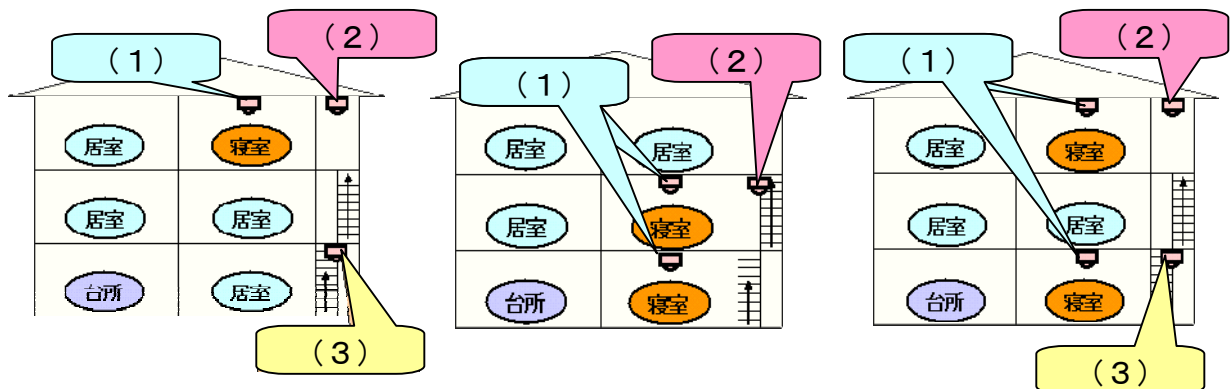
※（3）、（4）は、3階建以上の建物のときにのみ、該当します。
避難階とは、屋外に直接避難できる出口がある階です。

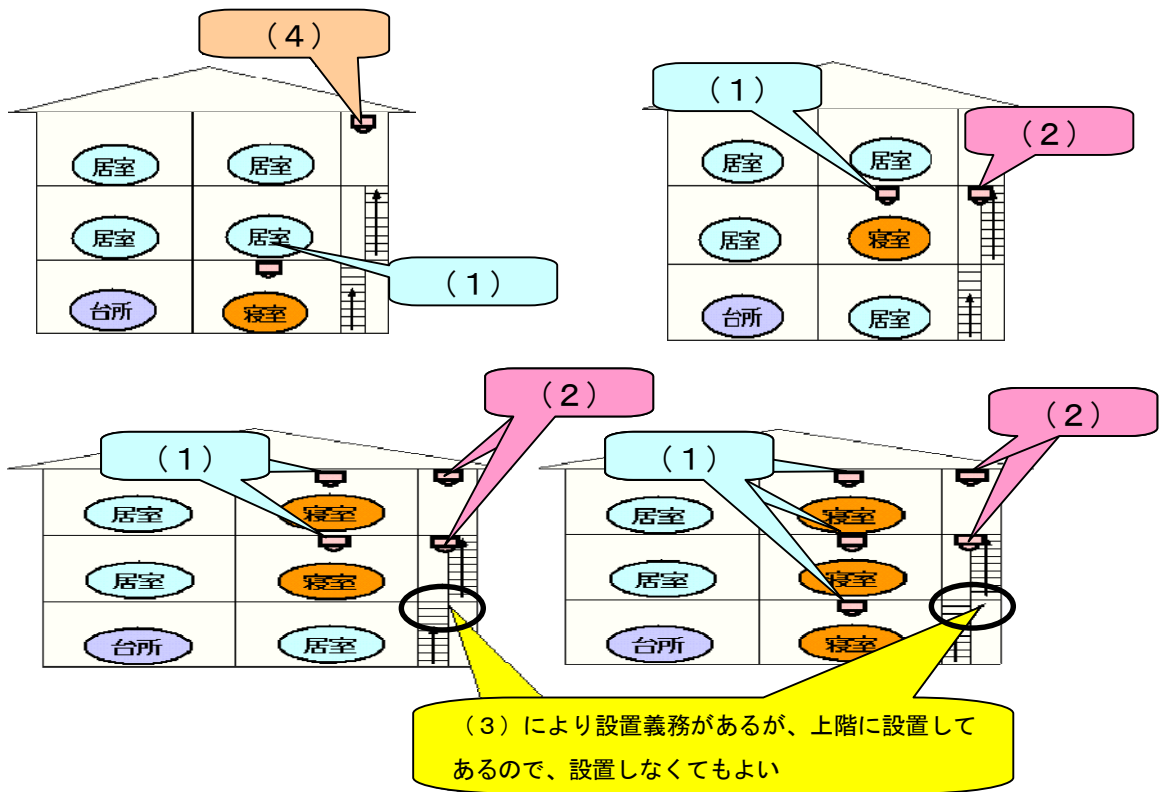
<<推奨>>

台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分



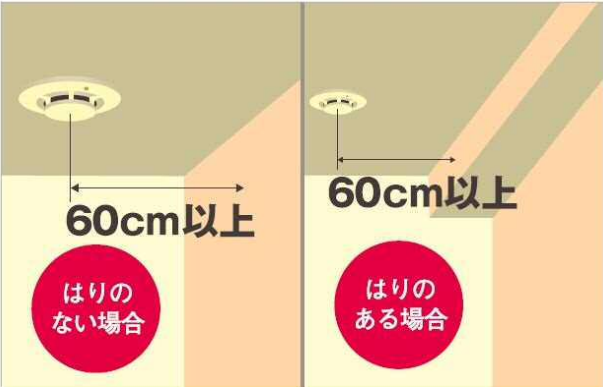
 : 煙式の住宅用火災警報器





◎設置する位置

天井へつけるときは、ここに注意。

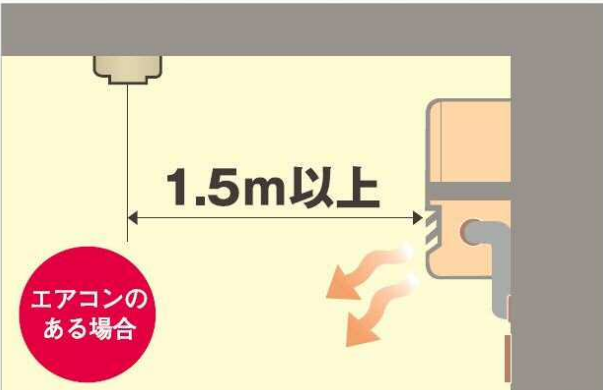


注意：火災警報器の中心(感知部)を壁から60cm以上離して取り付けます。天井にはりがある場合には、火災警報器の中心から60cm以上離します。

壁の取り付けはここがポイント。



注意：天井から15~50cm以内に火災警報器の中心(感知部)がくるようにします。



注意：エアコンや換気扇の吹き出し口付近では、1.5m以上離しましょう。



◆住宅用火災警報器等の呼称

通 称	法令名称	略 称
住宅用火災警報器等	住宅用防災機器	住警器等
住宅用火災警報器	住宅用火災警報器	住警器
住宅用火災警報設備	住宅用防災報知設備	

◆住宅用火災警報器等の種類

住宅用防災機器(住宅用火災警報器等)	
住宅用防災警報器(住宅用火災警報器)	住宅用防災報知設備(住宅用火災報知設備)
煙(又は熱)を感知し、警報音や音声で火災を知らせる機器で、感知部と警報部が一体となった単体タイプの警報器です。	感知器、中継器及び受信機から構成されるシステムタイプの警報設備です。

◆住宅用火災警報器の電源と感知方式

電源	電池式	リチウム電池(電池寿命7~10年)	感知方式	煙式	光電式(光電式住宅用火災警報器)
		電池交換式(電池寿命1~2年)			イオン化式(イオン化式住宅用火災警報器)
	AC100V	コンセント式		熱式	定温式(定温式住宅用火災警報器)
		端子式			

◆設置箇所による感知方式(設置箇所については前ページ参照)

設置箇所(1)~(4)	光電式
設置箇所(5)	光電式又はイオン式
<p>◎煙等が滞留するおそれのある台所等、頻繁に誤って警報を発するおそれのある場所については、定温式のものを設置します。</p> <p>◎イオン化式のもの、放射性物質を使い空気をイオン化して煙を感知するもので、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和32年法律第167号)第2条第3項に定める放射性同位元素装備機器に該当することとなります。</p>	

その他の注意事項等

- ◎ 住宅用火災警報器等は「特定商取引に関する法律」の対象となっており、訪問販売では、クーリングオフ制度を活用できます。なお、3,000円未満の現金取引の場合は、クーリングオフはできません。
- ◎ 住宅用火災警報器等は業者などの有資格者による点検の義務付けはなく交換期限までは特段のメンテナンス無しに機能が維持できます。
定期的(1ヶ月に1度が目安です。)に、住宅用火災警報器等が鳴動するかテストしてください。
- ◎ 住宅用火災警報器等は、消防設備業者やホームセンターなどで販売されておりますが、市場価格は国産品、外国製品によりさまざまです。(数千元~1万数千円程度)
- ◎ 住宅用防災警報器には、国の定める技術上の規格があり、その規格に適合する製品には合格の表示がされています。平成26年4月1日以降から、右記の適合表示が付された製品が検定制度による適合品として販売、設置されています。購入の際は、この適合表示が付いた製品を購入の目安としてください。なお、既にNSマークが表示されている住宅用防災警報器については、検定品と同等の性能を有するとして平成31年3月31日までその販売が認められています。



- ◎ **住宅用火災警報器等を設置しないことについての罰則はありませんが、大切な自分の「命」や「財産」を守りますので早めの設置をお願いします。**

《ご不明な点は下記までお問い合わせ下さい。》

お問い合わせ先：本庄市西富田904-3

児玉郡市広域消防本部予防課 Tel 0495-24-8392